

15 教育の振興

提案先省庁	文部科学省、厚生労働省
-------	-------------

提案事項

(1) きめ細かな教育の推進等

- ① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うための教員加配や、外国語教育など学習指導要領の改訂に伴う教育内容の充実に対応するための小学校専科加配の拡充を図ること。
- ② 道徳や小学校英語の教科化、プログラミング教育、主体的・対話的で深い学びの導入など、学習指導要領改訂に伴う新たな教育内容や指導方法に対応するための教員研修を充実するとともに、環境整備に必要な財政措置の充実を図ること。
- ③ 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数については、基礎定数化を計画どおり進めること。
- ④ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。
- ⑤ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、学校教育法等へ新たな職として位置付けるとともに、必要な定数措置を行うこと。 新規

(提案の理由)

現状

- 小学校第1学年、第2学年は、きめ細かな指導を実施するための定数が確保されているが、第3学年以上は、十分確保されていない。また、学習指導要領の改訂に伴う教育内容の改善のための人的措置も十分でない。
- 学習指導要領の改訂により、道徳、小学校英語が教科化されるとともに、小学校においてプログラミング教育が必修化される。
- 道徳の教科化に対応するための研修や小学校教員の英語力向上研修、新教材を活用した授業研究等を実施し、授業の充実を図っている。
- 小学校でのプログラミング教育の必修化に向け、大学と連携した指導方法の研究等に取り組んでいる。
- 市町村によって、ICT環境の整備やICT教育の取組状況に差があり、ICT環境の整備に関する財政支援を要請されている。
- 県総合教育センターを中心に、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導の改善に向け、研究に取り組んでいる。
- 通級指導により早期からの指導の充実が図られ、学校の落ち着きに効果が見られるが、希望する児童生徒が年々増加している。
- 近年、通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあり、教員の資質向上とともに、特別支援教育支援員の配置の必要性が増している。

- 本県では、県立特別支援学校9校に非常勤看護師（51名：H30(2018).5.1現在）を配置しており、児童生徒等に対して行う医療的ケアのほか、日常的な健康管理や担当教員研修の指導、保護者及び養護教諭等に対しての指導助言等、多岐にわたる業務を行っているが、常勤看護師は配置できていない。

課題

- 教員が子どもと向き合う時間の確保や習熟の状況に応じた指導、アクティブ・ラーニングなど、きめ細かで質の高い教育の推進のため、また、外国語教育など学習指導要領の改訂に伴う教育内容の改善に対応するため、教職員加配の拡充を図る必要がある。
- 道徳の教科化に対応した効果的な指導方法等、授業改善を普及するとともに、継続的な教員研修を進める必要がある。
- 小学校英語の教科化に対応するとともに、グローバル化に対応し日本や本県の将来を担う人材を育成するため、教員の更なる指導力・専門性の向上に取り組む必要がある。
- A L T配置のニーズは高く、各市町村の実態に応じた教育体制の整備が求められる。
- プログラミング教育の導入とともに、児童生徒の情報活用能力の育成に対応するため、教員の指導力の向上に加え、教材・機材等の環境整備に対応するための財源の確保が必要であるが、市町村間でI C T環境の整備やI C T教育の取組状況に格差が生じている。
- 主体的・対話的で深い学びの導入による児童生徒の思考力等の育成に向け、授業改善の中核を担う教員の育成等が必要である。
- 通級による指導を希望する児童生徒が増加しているが、それに対応する十分な教員定数を確保する必要がある。
- 特別な支援が必要な児童生徒への必要な配慮や支援を行うための特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置が十分ではない。
- 県立特別支援学校において、看護師等による医療的ケアを受けている児童生徒数が増加傾向にあるとともに、必要な医療的ケアが多様化・高度化していることから、看護師業務の困難度が年々高まっている。

【参考1】本県の通常学級における発達障害児童生徒等の割合

	平成20年度 (2008)		平成27年度 (2015)		平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)	
小学校	6.1%	・・・	→	12.6%	→	12.4%	→	12.0%
中学校	3.8%	・・・	→	8.4%	→	8.2%	→	7.6%
高等学校	1.9%	・・・	→	3.9%	→	4.3%	→	4.6%

【参考2】県立特別支援学校における看護師等による医療的ケアを受けている児童生徒数

	平成21年度 (2009)		平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)	
	68名	・・・	→	95名	→	108名	→	108名

提案事項

(2) 学校における働き方改革の推進

- ① 学校現場の働き方改革を推進するため、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進めるとともに、義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。
- ② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、学校給食費等の学校徴収金の公会計化に向けた体制整備やスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなどの外部人材の配置に係る財政措置の一層の拡充を図ること。
- ③ 若手教員への指導支援の充実を図るため、教員の再任用制度を活用した新たなスタッフ職など別枠の定数を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 現在の給与制度は、教職員の勤務実態に応じたものになっていない。
- 発達障害等の児童生徒の増加やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応など、学校の抱える課題が多様化・複雑化しており、本県では外部人材を配置するなど、学校現場の働き方改革に取り組んでいるが、教員の長時間勤務が常態化している。
- 学校給食費等の徴収について未納の保護者への督促が、教職員の心理的負担と長時間勤務の一因となっている。
- 年金の支給開始年齢の引上げに伴い再任用者が増えているが、教員の勤務は担任や学校行事の指導など体力を要する場面も多いことから、他の教員と同様の配置が困難なケースも増えている。また、今後、短時間勤務による再任用を希望する教員が増えると、短時間勤務の者が学級担任を持たざるを得なくなり、特に小学校では学校運営に支障が生じることが予想される。

課題

- 現在の教職員の勤務実態を踏まえ、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進める必要がある。
- 学校給食費等の徴収業務を地方自治体で対応するためには、担当職員の増員や公会計処理に係る電算システムの導入等のため財源の確保が必要である。
- 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、外部人材等の更なる配置拡大が必要であるが、限られた県予算の中では十分な対応が困難であり、財政措置の拡充が求められる。
- 再任用教員は、担任や学校行事での指導などに必要な体力面での不安がある一方で、新採用者の指導などベテラン教員としての活躍が期待される面もある。再任用教員がこれまで培った力を発揮し、学校が組織力をより高めていくため、新たなスタッフ職の設置が望まれる。

提案事項

(3) 不登校・長期欠席対策のための総合的な取組の推進

新たな不登校・長期欠席を生まない未然防止の取組の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成や確保、対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実、医療機関と連携した対策の研究など、不登校・長期欠席の解消のための総合的な対策を検討すること。

(提案の理由)

現状

- 児童生徒の問題行動等調査の結果から、本県の不登校・長期欠席児童生徒数は全国と比べ依然厳しい状況であり、長期欠席は増加傾向にある。
- 不登校・長期欠席児童生徒は、ある程度の欠席経験を経ている場合が多く、家庭環境の複雑さや障害特性等が関係している場合もある。こうした課題について、早急な対応が必要である。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの確保、資質の向上に苦慮している。また、非常勤の雇用であるため生計が不安定であり、希望者が集まりにくい現状がある。
- 小学生の5%、中学生の10%が起立性調節障害（OD）の可能性があり、不登校の約3～4割がODを併存するといわれている。 ※日本小児心身医学会
- 県独自に、医療機関と連携してODのチェックリストや支援機関リスト等を作成し、学校に配付して活用を促している。

課題

- 不登校・長期欠席の背景にある家庭の課題や障害特性等に幼少期から対応する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが不足していることから、大学等での養成とともに、安定した人材確保に向けた常勤化や有資格化などの検討を進めていく必要がある。
- 不登校・長期欠席対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実が必要である。
- ODや過敏性腸症候群が原因とみられる不登校・長期欠席への理解や対応策が周知されておらず、医療機関による支援体制も構築されていない。

提案事項

(4) 高等学校教育の充実

- ① 小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置とともに、学校と地域との連携を促進するコーディネーターの活用等に係る財政措置の一層の拡充を図ること。また、ICT支援員の配置も含めた遠隔教育のための環境整備に必要な財政措置を講じること。
- ② 平成30年度に制度化された高等学校における通級による指導については、教員配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 本県の中学校卒業生については、平成30(2018)年から令和10(2028)年までに約2,000人減少することが見込まれており、県立高等学校の更なる小規模化が想定される状況にあるが、地方創生の観点から地域コミュニティの核としての地元高等学校への期待は高まっている。
- 高等学校の教育活動の充実に向けては、地元自治体をはじめとする地域の協力が不可欠であり、本県では、コーディネーターの配置や公営塾の設置等を行っている自治体がある。
- 高等学校における通級による指導の制度化について、学校教育法施行規則が平成28(2016)年12月に改正された。本県では、文部科学省から委託を受けて高等学校における通級指導に関する研究を行ってきており、平成30(2018)年度から、公立高等学校4校で開始したところである。

課題

- 教育水準を維持しながら、魅力ある高等学校づくりを進めるためには、小規模化する高等学校における教員の定数加配措置が必要である。
- 小規模化する学校の活性化のためにICTを効果的に活用した遠隔授業や授業動画の配信などを検討する必要があるが、実施に当たり、ICT支援員の技術面のサポートが不可欠である。
- 高等学校の魅力づくりに不可欠な地域と学校の連携に向けては、地域と学校をつなぐ役割を果たすコーディネーターが必要であり、そのためには、国において配置等に係る財政措置などが望まれる。
- 高等学校における通級による指導に関して、教員の定数措置や研修の充実、学校の施設整備等の財源の確保が必要である。

提案事項

- (5) インターネットに対する依存への対応 新規
 インターネットやオンラインゲーム、SNSなどの長時間利用により、日常生活に支障をきたす「ネット依存」状態の児童生徒への対応のため、相談窓口や専門医療体制の整備を講じるとともに、予防策を検討すること。

(提案の理由)

現状

- 平成30(2018)年12月に県内の児童生徒を対象に実施した「スマートフォン等の利用に関する実態調査(抽出)」の結果によると、スマートフォン、ネット、ゲーム機などの利用のために「日常生活で減った時間がある」と答えた割合は小学生27.0%、中学生41.2%、高校生46.0%であり、前年度と比べて、小・中学生で増加している。
 また、減った時間の具体的な内容としては、「睡眠時間」や「学習時間」の割合が多く、スマートフォン・ゲーム等の利用が日常生活や学習面へ影響を及ぼしているという実態が明らかとなった。
- 上記調査の結果によると、ネット依存の傾向について、「高い」と判断された児童生徒の割合は、小学生1.0%、中学生3.0%、高校生3.1%となっている。また、前年度と比べて、小・中学生は依存傾向の「低い」児童生徒の割合が減少し、「中程度」「高い」児童生徒の割合が増加している。
- 本県では、ネット依存研究委員会における外部有識者からの意見等も踏まえながら、依存状態の判断材料の1つとなるチェックシートとその活用方法を示したマニュアルを作成するとともに、リーフレット配付やホームページ掲載により各学校へ普及し、ネット依存の未然防止・早期発見につながるよう取り組んでいる。

課題

- 情報端末(携帯電話、スマートフォン、タブレットPC等)の普及に伴い、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等に依存するあまり、日常生活や学習面に影響を及ぼしているため、学校や家庭において、スマートフォン等の使用に関するルールづくりを推奨するとともに、オンラインゲーム等に夢中になり、スマートフォン等を手放せない児童生徒への対応のための相談窓口や専門の医療体制の整備、ネット依存の予防策が必要である。